第一条第四号	商号、住所（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社にあっては	名称、主たる事務所の所在地（森林組合法第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会にあっては事務所の

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。